

高根沢町景観計画の概要

【1】景観計画の区域

1. 景観計画の区域

高根沢町には、田園、里山、河川などの美しい自然、屋敷林に囲まれた点在する農村集落、日光連山や那須連山などの眺望点、道路や公園などの公共施設が整備されたまちなみや美しい建築物が多数あり、これらの景観資源は、すべて保全し活用すべき対象であることから、**景観計画の区域は高根沢町全域**とします。

また、景観計画の区域は、高根沢町の景観を地形状況や土地利用状況により大きく4つに分類しました。

(1) 田園ゾーン

主に町の中央部に位置し、広大な田園や点在する農村集落、平地林、牧場などの景観を基本にした地域

(2) 丘陵ゾーン

町の東部に位置し、山林に囲まれた小高い場所に位置する丘陵地域の景観を基本にした地域

(3) 鬼怒川左岸ゾーン

町の西部に位置し、南北に流れる鬼怒川とその周辺の河川敷及び水田の景観と、その背景にある山並み景観を基本にした地域

(4) 市街地ゾーン

主に町の西部及び東部に位置し、市街地整備や開発などにより道路や公園などの公共施設が整備され、住宅や工場などの建築物も集積した市街地景観を基本にした地域

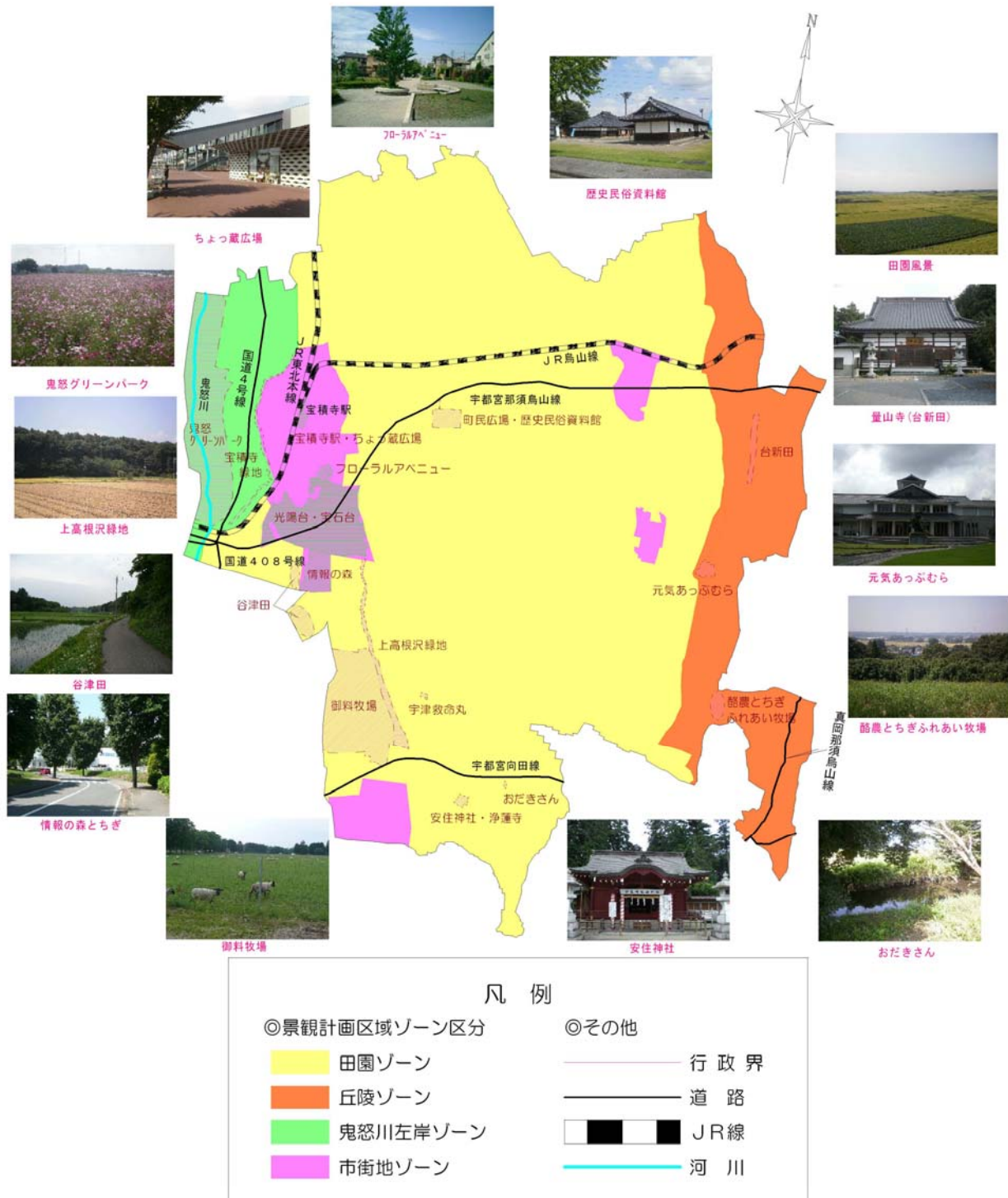
2. 景観計画重点区域

豊かな自然景観、美しい建築物など、良好な景観を有する地区においては、地区の個性を生かし、さらに魅力を高める必要があります。そこで、これらの地区を住民などの合意形成に基づき、特に良好な景観形成に取り組む「景観計画重点区域」として位置づけ、**地区独自の景観形成の目標や方針、基準**などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

景観計画重点区域を選定する場合は、以下のいずれかの項目に該当するものとします。

(1)	高根沢町の景観を代表する建築物などがあること
(2)	住民が、自らの地域を誇れるような生活環境、景観形成づくりを目指しており、住民の協力が得られやすいこと
(3)	豊かな自然景観の保全が必要であること
(4)	その他、景観向上のために重点的な整備が必要と考えられること

【図1 景観計画区域図】



【2】良好な景観の形成に関する方針

1. 景観形成の目標

高根沢町の景観は、広大な田園地帯、丘陵、河川、牧場などといった自然景観と、台新田展望台や元気あっぴむらなどから眺望できる八溝山地、日光連山、那須連山などの山並み景観、その中に点在する屋敷林に囲まれた農村集落景観、長屋門、宝積寺駅舎やちよっ蔵広場といった建造物の景観、情報の森とちぎ、光陽台・宝石台などの市街地景観が存在していることから、これらの良好な景観を形成及び保全していくために4つの目標を掲げます。

目標1 自然風景、点在する農村集落、田園を守り、後代の町民に継承する。

目標2 美しい眺望を確保するとともに、活用する。

目標3 落ち着いた市街地を形成し、保全する。

目標4 町民・事業者・町との協働によって、良好な景観を形成する。

2. 景観計画区域における景観形成の方針

景観形成の目標を踏まえて、景観計画区域における景観形成の方針を以下のとおり定めます。

(1) 景観計画区域すべてに共通する景観形成の方針

- 田園や自然、屋敷林に囲まれた点在する農村集落、長屋門などの景観の保全・育成
- 八溝山地、日光連山、那須連山などの眺望景観の確保と視点場の形成
- 魅力ある市街地の景観形成
- 景観を創造する意識の啓発

(2) ゾーン別における景観形成の方針

① 田園ゾーン

- 広大な田園や河川、牧場などの豊かな自然景観を保全する。
- 屋敷林に囲まれた点在する農村集落、長屋門、歴史的建造物などを保全する。
- 人々が代々営み、親しんできた生活文化を継承する。

② 丘陵ゾーン

- 優れた緑地景観を確保するため、里山を保全する。
- 八溝山地、日光連山、那須連山などの眺めを確保する。

③鬼怒川左岸ゾーン

- 美しい河川景観、清流、田園を保全する。
- 日光、那須連山などの雄大で奥行きのある眺めを確保する。
- 町民と連携した清掃活動などを推進する。

④市街地ゾーン

- 地域特性を活かし、生活拠点としてふさわしい統一感と魅力ある市街地景観を形成する。
- 緑化を推奨し、統一感の取れた潤いのあるまちなみを形成する。

【3】良好な景観形成のための行為の制限

景観形成の目標・景観形成の方針に基づき、景観計画区域内の建築物、一定の基準を超える高さの工作物、土地の区画形質の変更などについて、下記に該当する行為を行う場合は、届出が必要となります。

○届出の対象となる行為

(1) 建築物

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行うものすべてについて届出が必要となります。

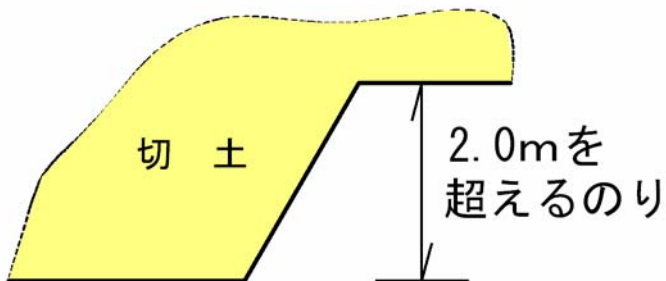
(2) 一定の基準を超える高さの工作物

項目	届出対象工作物
	高さ
門扉、さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁など	1.5m超
煙突、排気塔など	6m超
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など	15m超
記念塔、電波塔、物見塔など	15m超
高架水槽、冷却塔、サイロなど	8m超
広告塔、広告板など	4m超
彫像、記念碑など	4m超
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	20m超
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドなどの遊戯施設	すべて
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントなどの製造施設	
ガス、石油製品、穀物、飼料などを貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

(3) 土地の区画形質の変更

土地の区画形質の変更で次のような場合については、届出が必要になります。

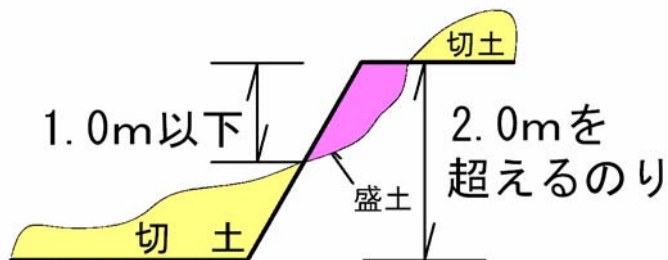
ア) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超えるのりを生ずることとなるもの



イ) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超えるのりを生ずることとなるもの



ウ) 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1m以下ののりを生じ、かつ当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2mを超えるのりを生ずることとなるもの



エ) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、その面積が1,000㎡以上のもの

(4) 屋外における土石・再生資源などの物の堆積

その面積が1,000㎡以上のもので、存続期間が90日を超えるもの

(5) 木竹の伐採

500㎡以上の樹林地及び並木の皆伐

【4】屋外広告物の表示等に関する行為の制限

屋外広告物は、企業宣伝や日常生活の利便性向上に効果がありますが、その一方で、無秩序に、あるいは過剰に設置されると、景観を損ねてしまうことから、「栃木県屋外広告物条例」の適切な運用と、良好な景観の形成に関する方針に基づき、今後も周辺の景観に配慮した屋外広告物の誘導を図っていきます。

【5】景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等

1. 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路などの公共の場所から望見されるものを景観重要建造物に指定して、積極的にその保全及び活用に努めます。

2. 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路などの公共の場所から望見されるものを景観重要樹木に指定して、積極的にその保全及び活用に努めます。

【6】良好な景観まちづくりの推進

良好な景観の形成及び保全を推進するため、町民、事業者、町などが良好な景観を形成及び保全していくことを共有するとともに、それぞれが互いの役割を認め合い、自由な発想のもと、協働して良好な景観まちづくりの推進を図っていきます。

また、景観計画に定める景観の形成の目標及び景観の形成の方針を具現化するために、以下の事項を啓発し、推進することを検討します。

- (1) 景観計画重点区域の指定
- (2) 景観重要公共施設の整備
- (3) 景観協定の締結
- (4) 景観農業振興地域整備計画の策定
- (5) 景観地区の指定
- (6) 景観整備機構の指定
- (7) 景観協議会の設置
- (8) 町民などによる提案制度

なお、社会経済情勢の大きな変化などにより、計画に定める方針や施策などの見直しが必要とされる場合には、適切な措置を講じます。